

第148回

定時株主総会 招集ご通知

日時 2020年6月24日(水曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所 京都市東山区福稲上高松町11番地
株式会社 松風(本社 厚生館)

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役1名選任の件
- 第5号議案 監査役2名選任の件
- 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

新型コロナウイルス感染防止への対応について

株主総会へのご出席に際しましては、株主総会日時点の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じていますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

感染リスクの低減を図るため、本年はご来場の株主様への手土産のご用意はございません。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



世界の歯科医療に貢献する

株式会社 松風

証券コード：7979

株主の皆さまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第148回定時株主総会を
2020年6月24日（水曜日）に開催いたしますので、
ここに招集のご通知をお届けいたします。

ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

2020年6月9日

代表取締役社長

根来紀行



経営理念

創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する

目次

■ 第148回定時株主総会招集ご通知……………	2	■ 事業報告……………	13
■ 株主総会参考書類		■ 連結計算書類……………	39
第1号議案 定款一部変更の件……………	3	■ 計算書類……………	41
第2号議案 取締役7名選任の件……………	4	■ 監査報告書……………	43
第3号議案 取締役1名選任の件……………	9		
第4号議案 取締役1名選任の件……………	10		
第5号議案 監査役2名選任の件……………	11		
第6号議案 補欠監査役1名選任の件……………	12		

第148回定時株主総会招集ご通知

記

日 時 2020年 6 月 24 日（水曜日）午前 10 時（受付開始 午前 9 時）**場 所** 株式会社 松 風（本社 厚生館）
京都市東山区福稲上高松町11番地**会 議 の
目 的 事 項****報告事項：**①第148期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果
報告の件②第148期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類
報告の件**決議事項：**第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 取締役1名選任の件
第5号議案 監査役2名選任の件
第6号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月23日（火曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人を株主総会に出席させる場合、代理人は当社の株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会に出席の際に、株主ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ホームページ(<https://www.shofu.co.jp/ir/contents/hp1330/index.php?No=913&CNo=1330>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、会計監査人及び監査役会が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として合わせて監査を受けております。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページに掲載することにより、お知らせいたします。
- 会場が満席となった場合は、第二会場等をご案内させていただきますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

経営体制及びコーポレートガバナンス体制の強化を図るため、現行定款第18条に定める取締役の員数を8名以内から9名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
(員数) 第18条 当社の取締役は、 <u>8</u> 名以内とする。	(員数) 第18条 当社の取締役は、 <u>9</u> 名以内とする。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役 根来紀行、藤島 亘、近持貴之、山寄文孝、出口幹人、村上和彦、鈴木基市及び西田憲司の8氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、7名の取締役の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位及び担当
1	再任 ね 根 ぎろ のり ゆき 来 紀 行	代表取締役社長 社長執行役員
2	再任 ふじ しま わたる 藤 島 亘	代表取締役 副社長執行役員 財務・人事・総務・ネイル事業担当
3	再任 やま ざき ふみ たか 山 寄 文 孝	取締役常務執行役員 総合企画担当
4	再任 むら かみ かず ひこ 村 上 和 彦	取締役常務執行役員 国際担当
5	再任 すず き き いち 鈴 木 基 市	社外取締役 独立役員 取締役
6	再任 にし だ けん じ 西 田 憲 司	社外取締役 独立役員 取締役
7	新任 にし むら だい ぞう 西 村 大 三	社外取締役 独立役員 —

候補者番号

1

再任

ね ごろ

根来

のり ゆき

紀行

(1956年3月9日生)

所有する当社の株式の数

66,501株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年3月	当社入社	2009年4月	常務取締役 研究開発・技術・生産担当
2003年6月	取締役研究開発部長	2009年6月	取締役社長(代表取締役)
2007年7月	常務取締役研究開発部長	2015年6月	代表取締役社長 社長執行役員 (現在)
2008年6月	常務取締役 研究開発・技術・生産担当兼研 究開発部長		

<候補者とした理由>

根来紀行氏は、当社入社後、研究開発部門において製品開発に携わり、研究開発・技術・生産担当役員などを務めた経験から当社事業における専門性や業務にも精通しております。代表取締役社長就任後は、当社のあるべき姿を打ち出し、その実現のためにリーダーシップを発揮して事業の成長と拡大の実績を重ねております。今後も当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上のための的確な意思決定や監督ができるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

再任

ふじ しま

藤島

わたる

亘

(1954年8月26日生)

所有する当社の株式の数

37,895株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年3月	当社入社	2015年4月	専務取締役(代表取締役) 財務・人事・総務・ネイル事業 担当兼ネイル事業部長
2009年4月	財務部長	2015年6月	代表取締役 専務執行役員 財務・人事・総務・ネイル事業 担当兼ネイル事業部長
2011年6月	執行役員財務部長	2016年4月	代表取締役 専務執行役員 財務・人事・総務・ネイル事業 担当
2012年6月	常務取締役財務・人事・総務・ 総合企画担当	2018年6月	代表取締役 副社長執行役員 財務・人事・総務・ネイル事業 担当(現在)
2013年6月	常務取締役財務・人事・総務・ ネイル事業担当		
2014年6月	専務取締役(代表取締役) 財務・人事・総務・ネイル事業 担当		
2014年12月	専務取締役(代表取締役) 財務・人事・総務・ネイル事業 担当兼財務部長兼ネイル事業部 長		

<候補者とした理由>

藤島亘氏は、当社入社以来、管理部門の担当役員を務めるほか、ネイル事業の担当役員として実績を重ねてまいりました。また、近年は代表取締役としての重責を担っております。こうした点を評価し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

再任

やま ぎき

山 寄

ふみ たか

文 孝

(1961年5月27日生)

所有する当社の株式の数

24,263株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 3 月 当社入社

2008年 4 月 総合企画部長

2011年 6 月 執行役員総合企画部長

2013年 6 月 取締役総合企画担当

2015年 6 月 取締役常務執行役員
総合企画担当(現在)

<候補者とした理由>

山寄文孝氏は、当社入社以来、管理部門・総合企画部門に所属し、現在は総合企画担当役員として重責を担っております。こうした点を評価し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

再任

むら かみ

村 上

かず ひこ

和 彦

(1958年4月26日生)

所有する当社の株式の数

21,089株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 3 月 当社入社

2011年 4 月 国際部長

2015年 6 月 執行役員国際部長

2017年 6 月 取締役常務執行役員国際部長

2018年 4 月 取締役常務執行役員国際担当
(現在)

<候補者とした理由>

村上和彦氏は、当社入社以来、財務部門を経て海外営業部門に所属し、現在は国際担当役員として重責を担っております。こうした点を評価し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

再 任

社外取締役

独立役員

すず き き いち

鈴木

基市

(1949年5月23日生)

所有する当社の株式の数

13,962株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 4 月	三井東圧化学株式会社(現三井化学株式会社)入社	2013年 4 月	三井化学株式会社取締役(2013年6月退任)
2003年 6 月	三井化学株式会社執行役員		三井化学アグロ株式会社代表取締役会長
2007年 4 月	三井化学株式会社常務執行役員	2015年 4 月	三井化学アグロ株式会社相談役(2017年6月退任)
2007年 6 月	三井化学株式会社常務取締役	2015年 6 月	当社取締役(現在)
2009年 6 月	三井化学株式会社専務取締役		
2012年 4 月	三井化学株式会社取締役専務執行役員		

<社外取締役候補者とした理由>

鈴木基市氏は、社外取締役候補者であります。
鈴木基市氏は、経営者としての豊富な経験を有していることから、その経験に基づく幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断しております。
鈴木基市氏の当社社外役員就任期間は、社外取締役5年であります。

候補者番号

6

再 任

社外取締役

独立役員

にし だ けん じ

西田

憲司

(1947年5月5日生)

所有する当社の株式の数

19,672株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年 7 月	監査法人中央会計事務所入所(1982年5月退所)	2001年 6 月	当社監査役
1975年12月	公認会計士登録	2015年 6 月	当社取締役(現在)
1982年 5 月	西田憲司公認会計士事務所開設(現在)		

<社外取締役候補者とした理由>

西田憲司氏は、社外取締役候補者であります。
西田憲司氏は、公認会計士として財務及び会計に精通し企業経営を統治する十分な見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
西田憲司氏の当社社外役員就任期間は、社外監査役14年、社外取締役5年であります。

候補者番号

7

新任

社外取締役

独立役員

にし むら

西村

だい ぞう

大三

(1959年5月5日生)

所有する当社の株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年10月 監査法人朝日新和会計社
(現有限責任あずさ監査法人)入所
(1990年10月退所)

1991年3月 公認会計士登録
西村公認会計士事務所開設(現在)

1994年4月 税理士登録
西村大三税理士事務所開設(現在)

1998年1月 大手前監査法人社員

2004年3月 大手前監査法人代表社員(現在)

2012年6月 学校法人京都産業大学監事
(2020年5月退任)

<社外取締役候補者とした理由>

西村大三氏は、社外取締役候補者であります。

西村大三氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に精通し企業経営を統治する十分な見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は鈴木基市氏及び西田憲司氏と、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しており、当該責任限定契約を継続する予定です。
3. 西村大三氏が社外取締役に選任された場合は、当社は西村大三氏と、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。
4. 鈴木基市氏及び西田憲司氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。当社は鈴木基市氏及び西田憲司氏を当社の独立役員として同取引所に届け出ています。
5. 西村大三氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。西村大三氏が社外取締役に選任された場合は、当社は西村大三氏を当社の独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 取締役1名選任の件

2020年5月14日開催の当社取締役会において決議しております三井化学株式会社を割当先とした第三者割当増資に対する払込が完了していることを条件として、同社との提携を強化し、同社から取締役の派遣を受け入れるべく、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

	なか じま	よし ゆき		
	中島	祥行	(1961年11月11日生)	所有する当社の株式の数 0株
	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況			
新任	1986年 4 月	三井東圧化学株式会社(現三井化学株式会社)ライフサイエンス研究所入社	2015年 6 月	サンメディカル株式会社 取締役(現在)
社外取締役	2015年 4 月	三井化学株式会社 H-プロジェクト室長(現在) エムシーデンタルホールディング スインターナショナル合同会社 職務執行者(現在)		

<社外取締役候補者とした理由>

中島祥行氏は、社外取締役候補者であります。
中島祥行氏は、重要な業務提携先である三井化学株式会社における業務を通じて、歯科医療を中心としたヘルスケア分野に関する深い知見を有しており、今後取締役会等において、同氏から当社経営に対する助言及び提言をいただくとともに、同氏の経験等を当社経営の監督に生かしたく、社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 中島祥行氏は、当社と同じく歯科材料の製造・販売を行うサンメディカル株式会社の取締役に就任しています。なお、2020年6月15日に当社がサンメディカル株式会社の発行済株式総数の20%を取得することが予定されており、当該株式取得が実施された場合、同社は、当社の特定関係事業者に該当します。
2. 中島祥行氏が社外取締役に選任された場合は、当社は中島祥行氏と、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役1名選任の件

第1号議案の定款一部変更の件が原案どおり承認可決されることを条件として、経営体制の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

たか み	てつ お		
高見	哲夫	(1960年6月22日生)	所有する当社の株式の数 8,642株

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年3月	当社入社	2018年4月	執行役員営業部長兼東京支社長
2012年6月	営業部長	2019年4月	執行役員営業部長
2015年4月	営業部東京支社長	2019年6月	常務執行役員営業部長(現在)
2015年6月	執行役員営業部東京支社長		

<候補者とした理由>

高見哲夫氏は、当社入社以来、営業部門に所属し、現在は常務執行役員営業部長として、重責を担っております。こうした点を評価し、取締役候補者いたしました。

(注) 高見哲夫氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役 長畑喜代志、酒見康史の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

新任

かわ しま

川嶋

あきら

輝

(1956年11月4日生)

所有する当社の株式の数

3,472株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1982年 3 月 株式会社松風プロダクツ入社
1986年 4 月 当社入社
2011年 4 月 SHOFU Dental GmbH
代表取締役社長

2015年 4 月 SHOFU Dental GmbH
代表取締役会長
2020年 5 月 人事部部長付(現在)

<監査役候補者とした理由>

川嶋輝氏は、当社において長年にわたり海外事業に携わり海外グループ会社の代表取締役など経営の要職を務めた経験から経営全般に関する幅広い知見並びに財務・会計、営業に関する相当程度の知見を有しておりますので、客観的な見地からグローバル化を推進している当社グループ全体の経営に対し適切な監査を行っていただけるものと判断し、監査役候補者としたしました。

候補者番号

2

再任

社外監査役

独立役員

さけ み

酒見

やす し

康史

(1958年12月24日生)

所有する当社の株式の数

25,213株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1991年 4 月 弁護士登録
1993年 4 月 酒見哲郎法律事務所
(現酒見法律事務所)入所
2004年 6 月 当社監査役(現在)
2009年10月 シーシーエス株式会社社外取締役

2016年 8 月 シーシーエス株式会社
社外取締役(監査等委員)
2018年 7 月 シーシーエス株式会社
監査役(現在)
2019年 3 月 オプテックスグループ株式会社
社外取締役
2020年 3 月 オプテックスグループ株式会社
社外取締役(監査等委員)(現在)

<社外監査役候補者とした理由>

酒見康史氏は、社外監査役候補者であります。

酒見康史氏は、弁護士として会社法をはじめとする企業法務に精通し企業経営を統治する十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。酒見康史氏の当社社外役員就任期間は、社外監査役16年であります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は酒見康史氏と、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しており、当該責任限定契約を継続する予定です。
3. 酒見康史氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。当社は酒見康史氏を当社の独立役員として同取引所に届け出しています。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって補欠監査役の小原正敏氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

お	は	ら	ま	さ	と	し			
小原 正敏							(1951年4月25日生)	所有する当社の株式の数	0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

再 任	1979年 4 月	弁護士登録 吉川綜合法律事務所 (現 きっかわ法律事務所) 入所 (現在)	2010年 4 月	大阪市立大学法科大学院 非常勤講師(現在)
	1986年 8 月	ニューヨーク州弁護士登録	2017年 4 月	大阪弁護士会会長 (2018年 3月退任)
社外監査役	2004年 4 月	大阪市立大学法科大学院 特任教授(民事法担当) (2010年 3月退任)	2018年 1 月	帝人フロンティア株式会社 社外取締役(現在)
			2019年 6 月	沢井製菓株式会社 社外取締役(現在)

- (注) 1. 当社は、小原正敏氏がパートナーを務めるきっかわ法律事務所に対し、各種法律相談・法律事務に関する委託を行っており、今後相当額の報酬を支払う予定であります。
2. 小原正敏氏は、補欠社外監査役候補者であります。小原正敏氏は、弁護士として会社法をはじめとする企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
3. 小原正敏氏が社外監査役に就任した場合には、当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定です。

以 上

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、米中間の貿易摩擦や英国のEU離脱といった問題に起因する混乱が見られたものの、先進国を中心に緩やかな拡大基調が続きました。国内経済につきましては、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしましたが、2020年初頭に新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大する事態となったことから、国内外の景気の先行きは不透明な状況となりました。

当歯科業界におきましては、業界全体での競争が激しさを増しておりますが、その一方で歯科医療のデジタル化の進展により CAD/CAM 関連市場が成長を続けているほか、健康寿命の延伸に対する歯科医療への期待が高まるなど、明るい材料も見られました。

このような状況の中、当社グループは第三次中期経営計画の二年目を迎え、国内事業の基盤強化と海外事業の拡大を基本戦略とした取組みを展開してまいりました。具体的には、国内を中心にデジタル歯科分野の事業強化を図り、海外ではグローバルな需要に対応する効率的な生産拠点の再配置を目的にベトナムにおいて製造子会社の設立を進め、新興国をはじめとする世界各地での販売網の拡充を推進するなど、今後の成長に向けた積極的な施策を展開してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、261億8百万円と過去最高を更新し、前年同期比11億93百万円(4.8%)の増収となりました。

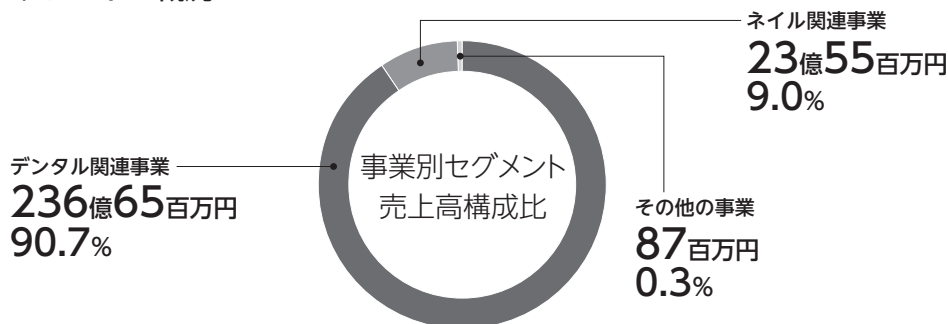
営業利益は、増収効果に加えて、販売費及び一般管理費が減少したことにより、22億10百万円と前年同期比3億96百万円(21.9%)の増益となり、20年ぶりに過去最高益を更新しました。

経常利益は、為替の影響などにより増益幅は縮小したものの19億88百万円と前年同期比2億79百万円(16.4%)の増益となり、営業利益と同様、20年ぶりに過去最高益を更新しました。

しかし、Merz Dental GmbHの株式取得時に計上した「のれん」及び「無形固定資産」の減損処理として8億円を特別損失に計上したため、親会社株主に帰属する当期純利益は、7億4百万円と前年同期比4億96百万円(41.3%)の減益となりました。

売上高	261億 8百万円 前期比 4.8%増	経常利益	19億88百万円 前期比 16.4%増
営業利益	22億10百万円 前期比 21.9%増	親会社株主に帰属する 当期純利益	7億 4百万円 前期比 41.3%減

■ 事業別セグメントの概況

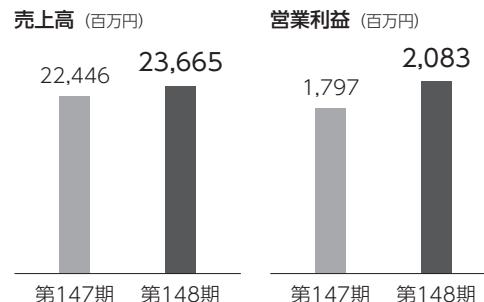


■ デンタル関連事業

国内におきましては、デジタル口腔撮影装置「アイスペシャル C-Ⅳ」や歯科切削加工用レジン材料「松風ブロック HC スーパーハード」などの新製品を市場投入しました。人工歯類をはじめ主力製品群は苦戦を強いられましたが、CAD/CAM関連製品などの機械器具類が好調に推移し、前年同期比増収となりました。

海外におきましては、為替の影響を受けたものの、中国や欧米を中心に研削材類や診療系材料の化工品類が好調に推移するなど、海外の各地域で売上が増加し、前年同期比増収となりました。

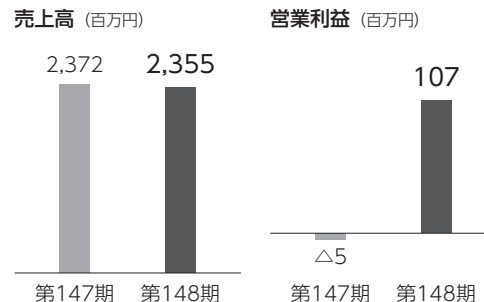
これらの結果、デンタル関連事業の売上高は、236億65百万円と前年同期比12億19百万円(5.4%)の増収となり、営業利益は20億83百万円と前年同期比2億86百万円(15.9%)の増益となりました。



■ ネイル関連事業

国内におきましては、自社ブランドの商品ラインアップの充実や積極的なセミナーの展開等により、主力のジェルネイル製品「L・E・D GEL Presto」や「ageha」が堅実に売上を伸ばし、前年同期比増収となりました。

海外におきましては、米国でのSNSを活用したプロモーション活動によりジェルネイル製品の売上が堅調に推移しましたが、台湾において競合他社の攻勢が依然として激しく、前年同期比減収となりました。

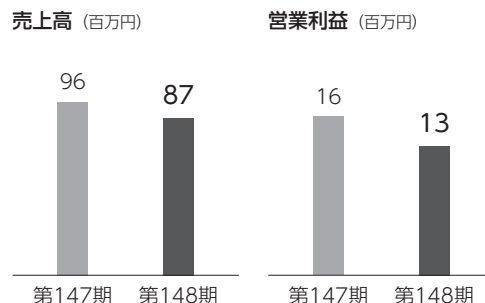


これらの結果、ネイル関連事業の売上高は、23億55百万円と前年同期比16百万円(0.7%)の減収となりましたが、販売費及び一般管理費の削減により、営業利益は1億7百万円と黒字に転じ、前年同期比1億12百万円の増益となりました。

■ その他の事業

その他の事業におきましては、営業ツールの見直しなど販売活動の強化に努めたものの、米中間の貿易摩擦や消費増税等の影響により、工業用研磨材の需要が伸び悩み、総じて苦戦を強いられました。

これらの結果、その他の事業の売上高は、87百万円と前年同期比9百万円(10.0%)の減収となり、営業利益は13百万円と前年同期比2百万円(15.4%)の減益となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は、16億1百万円であります。その主なものは、SHOFU Dental GmbHにおける新事務所建築に伴う工事費用5億8百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入により充当しました。

(4) 事業の譲渡の状況等

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分 \ 期 別	第145期	第146期	第147期	第148期 (当期)
	2016年4月1日から 2017年3月31日まで	2017年4月1日から 2018年3月31日まで	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売 上 高(百万円)	22,305	24,031	24,915	26,108
経 常 利 益(百万円)	1,141	1,565	1,709	1,988
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	836	877	1,201	704
1株当たり当期純利益	52円61銭	55円20銭	75円54銭	44円24銭
総 資 産(百万円)	28,853	30,890	30,161	29,834
純 資 産(百万円)	22,296	24,157	24,383	23,936

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第147期の期首から適用しており、第146期の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

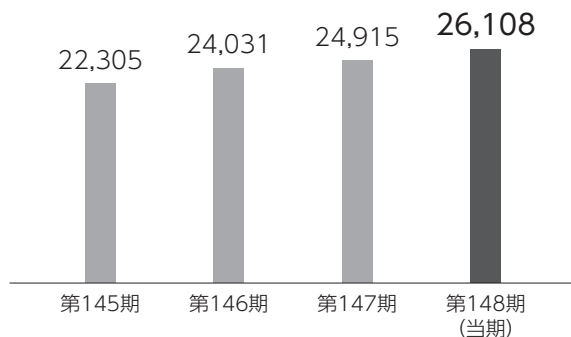
②当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分 \ 期 別	第145期	第146期	第147期	第148期 (当期)
	2016年4月1日から 2017年3月31日まで	2017年4月1日から 2018年3月31日まで	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売 上 高(百万円)	14,999	15,741	16,267	17,373
経 常 利 益(百万円)	746	960	893	1,518
当 期 純 利 益(百万円)	497	810	757	1,183
1株当たり当期純利益	31円28銭	51円00銭	47円64銭	74円30銭
総 資 産(百万円)	24,846	26,662	25,560	26,274
純 資 産(百万円)	19,830	21,309	21,285	21,792

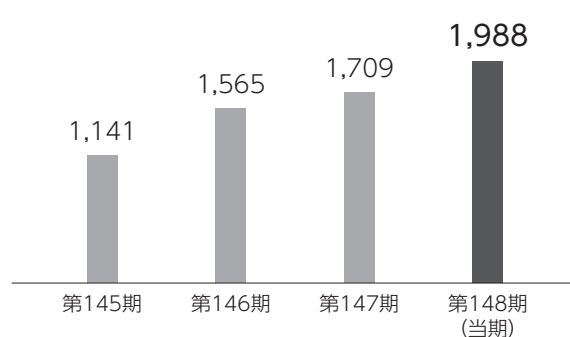
(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第147期の期首から適用しており、第146期の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

連結業績推移グラフ

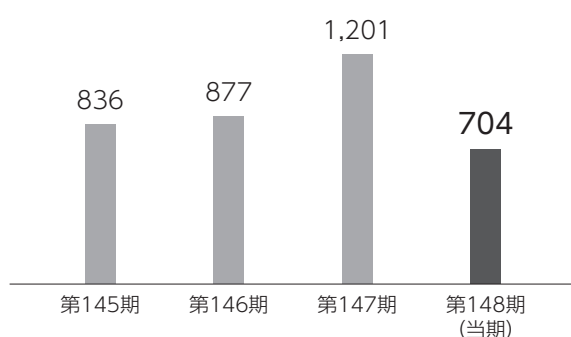
■ 売上高 (百万円)



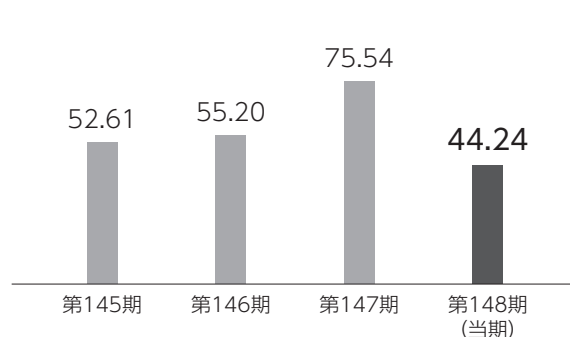
■ 経常利益 (百万円)



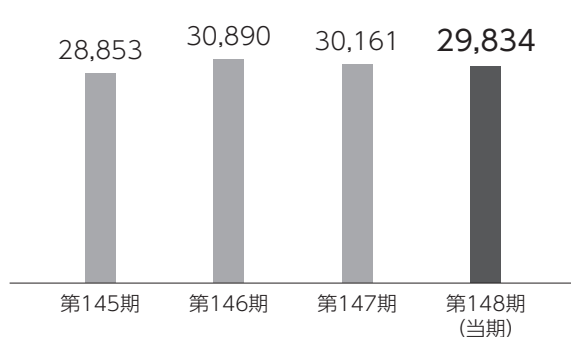
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



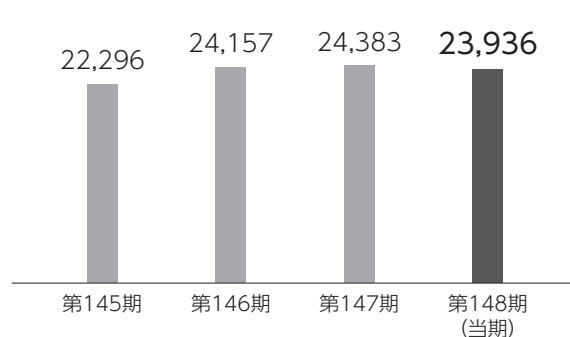
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



(6) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大が世界経済全体に深刻な影響を及ぼすなど、景気の先行きは予断を許さない状況が続くものと思われます。

歯科業界におきましても、世界各地での外出制限や自粛要請の影響により歯科診療の受診機会の減少が見込まれ、歯科材料・機器の需要環境の悪化が懸念されるなど、当社を取り巻く環境は厳しさが増すものと考えております。

このような状況の中、当社グループは、新型コロナウイルスによる足元の影響の極小化に努めるとともに、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」という経営理念のもと、“あるべき姿”として連結売上高500億円、連結営業利益75億円の実現に向け、引き続き以下の項目を重点課題に掲げて取り組んでまいります。

- ①地域の需要・ニーズに適合した新製品の開発・投入
- ②販売網の整備
- ③販売拠点の整備
- ④国内外学術ネットワークの構築
- ⑤生産拠点の再配置、海外生産の拡大
- ⑥海外人材育成・確保
- ⑦資金需要の拡大に対応するための資金調達
- ⑧M&A推進（事業提携・技術提携、事業買収）

第三次中期経営計画の最終年度にあたる2020年度は、当社グループの総力を挙げて、スピード感を持った取組みを展開し、確かな成果に繋げてまいります。

具体的には、デンタル関連事業では、各地のニーズに適合した製品及び市場創生が期待できる製品の開発を推進するとともに、ベトナムにおいて製造子会社の稼働に向けた準備を進めてまいります。国内においては、歯科医療従事者向けのオンラインセミナーやCAD/CAM関連製品のサポート体制の充実を図るとともに、海外においては新製品の投入と積極的な拡販活動を展開してまいります。また、他社とのアライアンスの強化を推進し、当社グループの中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

ネイル関連事業におきましては、ネイルアーティストやインストラクターとの連携強化に向けた取組みを実施し、ジェルネイル製品のブランド力の向上に努めてまいります。

その他の事業におきましては、取引先との連携を深め、既存顧客への販売強化と新規顧客の開拓を図り、売上拡大に繋げてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループの事業は、デンタル関連事業、ネイル関連事業、その他の事業の3つの種類別セグメントにより構成されておりますが、それぞれの事業の種類に属する主要製品は次のとおりであります。

事業別	主要製品
デンタル関連事業	人工歯類、研削材類、金属類、化工品類、セメント類、機械器具類
ネイル関連事業	ネイルケア製品類
その他の事業	工業用研磨材類

(8) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

当社	本社及び営業所	本社（京都市東山区）、東京支社（東京都文京区）、札幌営業所（札幌市中央区）、仙台営業所（仙台市青葉区）、名古屋営業所（名古屋市名東区）、大阪営業所（大阪府吹田市）、京都営業所（京都市東山区）、福岡営業所（福岡市博多区）
	工場	京都市東山区
子会社	国内	株式会社滋賀松風（滋賀県甲賀市）
		株式会社松風プロダクツ京都（京都府久世郡久御山町）
		松風バイオフィックス株式会社（東京都文京区）
		株式会社ネイルラボ（東京都渋谷区）
	海外	SHOFU Dental Corp.（アメリカ）
		SHOFU Dental GmbH（ドイツ）
		Advanced Healthcare Ltd.（イギリス）
		上海松風歯科材料有限公司（中国）
		松風歯科器材貿易(上海)有限公司（中国）
		SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.（シンガポール）
		Merz Dental GmbH（ドイツ）
		SHOFU Dental India Pvt. Ltd.（インド）
		NAIL LABO INC.（アメリカ）
		台湾娜拉波股份有限公司（台湾）

(9) 従業員の状況（2020年3月31日現在）**①企業集団の従業員の状況**

従業員数	前期末比増減
1,189名	21名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
453名	14名増	43.73歳	17.77年

- (注) 1. 上記の従業員数には、社外から当社への出向者（8名）を含んでおります。
 2. 上記の従業員数には、臨時従業員（102名）、当社からの出向者（15名）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2020年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株 式 会 社 京 都 銀 行	824百万円
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	106百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	53百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	53百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	200百万円

- (注) 当社は、機動的かつ安定的な資金調達体制を構築するため、取引金融機関4行とコミットメントライン契約を締結しております。

当期末におけるコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

コミットメントラインの総額	2,000百万円
借入実行残高	300百万円
差引残高	1,700百万円

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
SHOFU Dental Corp.	84千米ドル	100.0%	歯科材料・機器の輸出入並びに販売
株式会社滋賀松風	152,000千円	100.0%	歯科材料の製造
SHOFU Dental GmbH	1,000千ユーロ	100.0%	歯科材料・機器の輸出入並びに販売
Advanced Healthcare Ltd.	2,240千英ポンド	100.0%	歯科材料の研究開発並びに製造販売
株式会社松風プロダクツ京都	300,000千円	100.0%	歯科材料及び工業用材料の製造販売
上海松風歯科材料有限公司	25,953千人民元	100.0%	歯科材料の製造
松風歯科器材貿易(上海)有限公司	7,408千人民元	100.0%	歯科材料・機器の輸入並びに販売
SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.	2,600千米ドル	100.0%	歯科材料・機器の輸出入並びに販売
松風バイオフィックス株式会社	300,000千円	100.0%	歯科材料・機器の販売
Merz Dental GmbH	3,100千ユーロ	100.0%	歯科材料・機器の研究開発並びに製造販売
SHOFU Dental India Pvt. Ltd.	200,000千 インドルピー	100.0%	歯科材料・機器の輸入並びに販売
株式会社ネイルラボ	250,000千円	100.0%	ネイルケア用品・機器の製造及び輸出入並びに販売
NAIL LABO INC.	750千米ドル	100.0%	ネイルケア用品・機器の輸出入並びに販売
台湾娜拉波股份有限公司	10,000千台湾ドル	70.0%	ネイルケア用品・機器の輸出入並びに販売

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

Ⅱ. 株式会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
三井化学株式会社	1,800	11.28
株式会社京都銀行	712	4.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	670	4.20
日本生命保険相互会社	646	4.05
株式会社滋賀銀行	602	3.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	549	3.44
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	448	2.80
松風社員持株会	377	2.36
三井住友信託銀行株式会社	364	2.28
株式会社SCREENホールディングス	330	2.06

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示してあります。
 2. 当社は、自己株式を169千株保有しております。
 3. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

(2) その他株式に関する重要な事項

- ①発行可能株式総数 64,000,000株
 ②発行済株式の総数 16,114,089株
 ③株主数 11,939名（前期末比468名増）
 ④株式の分割、株式無償割当て及び募集株式の発行等の状況
 該当事項はありません。

Ⅲ．新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権の概要

当社が既に発行している新株予約権の概要は、次のとおりです。

発行回次 (付与決議日)	新株予約権 の数	目的である 株式の種類 及び数	新株 予約権の 払込金額	行使時の 払込金額	行使期間
第 1 回新株予約権 (2011年6月28日)	69個	普 通 株 式 6,900株	1 個当たり 67,000円	1 株当たり 1 円	2011年7月15日 ～2041年7月14日
第 2 回新株予約権 (2012年6月27日)	118個	普 通 株 式 11,800株	1 個当たり 76,500円	1 株当たり 1 円	2012年7月14日 ～2042年7月13日
第 3 回新株予約権 (2013年6月26日)	143個	普 通 株 式 14,300株	1 個当たり 79,900円	1 株当たり 1 円	2013年7月18日 ～2043年7月17日
第 4 回新株予約権 (2014年6月26日)	179個	普 通 株 式 17,900株	1 個当たり 84,900円	1 株当たり 1 円	2014年7月16日 ～2044年7月15日
第 5 回新株予約権 (2015年6月25日)	145個	普 通 株 式 14,500株	1 個当たり 121,500円	1 株当たり 1 円	2015年7月15日 ～2045年7月14日
第 6 回新株予約権 (2016年6月28日)	133個	普 通 株 式 13,300株	1 個当たり 132,500円	1 株当たり 1 円	2016年7月21日 ～2046年7月20日
第 7 回新株予約権 (2017年6月27日)	163個	普 通 株 式 16,300株	1 個当たり 123,900円	1 株当たり 1 円	2017年7月20日 ～2047年7月19日
第 8 回新株予約権 (2018年6月26日)	159個	普 通 株 式 15,900株	1 個当たり 128,500円	1 株当たり 1 円	2018年7月19日 ～2048年7月18日

- (注) 1. 新株予約権者のうち、取締役（社外取締役を除く）については取締役の地位を、執行役員（取締役を兼務しない者）については執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとしております。
2. 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めることとしております。

(2) 当社役員が保有する新株予約権の状況

上記(1)の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は、次のとおりです。

区分	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	第1回新株予約権	50個	5,000株	1名
	第2回新株予約権	96個	9,600株	3名
	第3回新株予約権	104個	10,400株	4名
	第4回新株予約権	143個	14,300株	5名
	第5回新株予約権	108個	10,800株	6名
	第6回新株予約権	99個	9,900株	6名
	第7回新株予約権	125個	12,500株	6名
	第8回新株予約権	122個	12,200株	6名

Ⅳ. 株式会社の取締役及び監査役に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	根 来 紀 行		
代 表 取 締 役 副社長執行役員	藤 島 亘	財務・人事・総務・ネイル事業担当	
取 締 役 専務執行役員	近 持 貴 之	営業・マーケティング担当	
取 締 役 常務執行役員	山 寄 文 孝	総合企画担当	
取 締 役 常務執行役員	出 口 幹 人	研究開発・技術・生産担当	
取 締 役 常務執行役員	村 上 和 彦	国際担当	
取 締 役	鈴 木 基 市		
取 締 役	西 田 憲 司		公認会計士
常 勤 監 査 役	長 畑 喜代志		
常 勤 監 査 役	青 柳 隆 雄		
監 査 役	酒 見 康 史		弁護士 オプテックスグループ株式会社 社外取締役(監査等委員) シーシーエス株式会社 監査役
監 査 役	神 本 満 男		公認会計士

- (注) 1. 取締役 鈴木基市氏及び西田憲司氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 酒見康史氏及び神本満男氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 西田憲司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 神本満男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 鈴木基市氏及び西田憲司氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。なお、当社は両氏を当社の独立役員として、同取引所に届け出ています。
6. 監査役 酒見康史氏及び神本満男氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。なお、当社は両氏を当社の独立役員として、同取引所に届け出ています。

7. 当社は執行役員制度を導入しております。当事業年度末日における執行役員（取締役を兼務しない者）は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	岩 崎 聡	アジア販売子会社担当 松風歯科器材貿易(上海)有限公司 董事長
常務執行役員	高 見 哲 夫	営業部長
常務執行役員	梅 田 隆 宏	財務部長
上席執行役員	中 嶋 義 和	株式会社滋賀松風 代表取締役社長
執行役員	櫻 井 寿 紀	生産部長
執行役員	寺 本 真 也	人事部長
執行役員	中 塚 稔 之	マーケティング部長

(2) 責任限定契約の内容

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	支 給 額
取締役 (うち社外取締役)	8人 (2人)	238,596千円 (19,800千円)
監査役 (うち社外監査役)	4人 (2人)	47,712千円 (11,406千円)
合計 (うち社外役員)	12人 (4人)	286,308千円 (31,206千円)

- (注) 報酬等の額には、期間費用として引当金計上した役員賞与のほか、譲渡制限付株式の付与による報酬額として6,197千円（取締役6名に対して付与）及び株式報酬型ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額3,919千円（取締役6名に対して付与）を含んでおります。なお、2019年6月26日開催の第147回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議し、当該決議に伴い、株式報酬型ストック・オプションの新規付与を取りやめ、以後、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の発行は行わないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

取締役、監査役の報酬の総額は、株主総会決議にて定められた範囲で決定され、各取締役の報酬は取締役会から授権された代表取締役が決定し、各監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

その基本的な決定方針は、当社役員に求められる能力、責任や将来の企業価値向上に向けた職責等を考慮し、これまでの経歴、職歴や職務等を勘案しつつ、従業員の処遇との整合性も含めて総合的に適正な報酬額を決定することとしております。

また、当社は代表取締役社長の諮問機関として、代表取締役2名及び独立社外取締役2名で構成される指名報酬協議会を設置しております。指名報酬協議会は、代表取締役の諮問に応じて、報酬等に関する事項について審議し、取締役会に対して答申を行うものとしております。

なお、取締役報酬の総額は、2015年6月25日開催の第143回定時株主総会において、賞与を含め年額300百万円以内（うち社外取締役30百万円）と、また監査役報酬は、1998年6月26日開催の第126回定時株主総会において、賞与を含め年額50百万円以内とそれぞれ決議されております。また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした取締役に対する譲渡制限付株式報酬として、前記の取締役報酬総額とは別枠で、譲渡制限付株式を年額50百万円の範囲内で当社取締役に割り当てることが、2019年6月26日開催の第147回定時株主総会で決議されております。

①取締役報酬

取締役報酬は、前記の基本方針により決定される基本報酬、業績連動報酬である取締役賞与、取締役譲渡制限付株式報酬で構成されております。報酬等の水準は、外部専門機関の調査による他社水準を考慮し、役割に応じて決定しております。

取締役賞与は、当社グループの業績や企業価値の向上に対する取締役の意欲を高めることを目的に、当社の重要な経営目標である連結売上高及び連結営業利益の計画達成状況を指標として、その総額を決定しております。

取締役譲渡制限付株式報酬は、一定期間の譲渡制限が付された当社普通株式を割り当てるものとし、その割当株式の数は、株主総会決議の枠内で役位ごとに決定しております。

なお、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとして、前記の取締役報酬総額とは別枠にて、新株予約権を年額30百万円の範囲内で当社取締役に割り当てることが、2011年6月28日開催の第139回定時株主総会で決議されておりますが、譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴い、従来の株式報酬型ストック・オプションの新規付与を取りやめ、以後、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の発行は行わないこととしております。

②監査役報酬

監査役報酬は、基本方針により決定される基本報酬を支給しております。報酬等の水準は、外部専門機関の調査による他社水準を考慮し、役割に応じて決定しております。また、監査役に対する役員賞与は支給しておりません。

(5) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職内容	当該兼職先との関係
監査役	酒見康史	オプテックスグループ株式会社	社外取締役 (監査等委員)	当社とオプテックスグループ株式会社の間には特別な関係はありません。
		シーシーエス株式会社	監査役	当社とシーシーエス株式会社の間には特別な関係はありません。

②各社外役員の当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席の状況並びに発言の状況

氏 名	出席の状況(出席回数)	発言の状況
鈴木基市	取締役会16回	経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
西田憲司	取締役会16回	公認会計士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
酒見康史	取締役会15回	弁護士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための提言等を行っております。
	監査役会15回	
神本満男	取締役会16回	公認会計士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための提言等を行っております。
	監査役会15回	

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は16回、監査役会の開催回数は15回であります。

V. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	38百万円
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

(注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

なお、当社の重要な子会社のうち、SHOFU Dental GmbH、Advanced Healthcare Ltd.、上海松風歯科材料有限公司、松風歯科器材貿易(上海)有限公司、SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.、Merz Dental GmbH、SHOFU Dental India Pvt. Ltd.、台湾娜拉波股份有限公司につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の計算書類（これに相当するものを含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（又はこれらの法律に相当するものを含む）の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、その他必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

Ⅵ. 株式会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社取締役会において決議した、内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりであります。

当社は、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」ことを経営理念として掲げ、歯科医療という公共性の高い分野で事業を行っている。また、企業が健全に存続し続けるためには、企業としての社会的責任を果たすことが不可欠であり、当社のように公共性の高い分野で事業を行う企業に対しては、そのことがより強く求められる。そこで、当社は企業としての社会的責任を果たすための取組みの一環として、コンプライアンスを重視した経営を推進することとし、以下のとおり内部統制システムを整備する。

①取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念を実践するために「松風グループ行動規範」を制定して、松風の役員（執行役員含む。以下同じ）及び社員として求められる規範を明示するとともに、社長執行役員を委員長とする倫理委員会を設置し、役員及び社員が法令・定款及び社内規程を遵守し、共通の倫理的価値観を持つための体制の構築及び運用・維持を行う。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断する。

さらに、コンプライアンスを重視した経営を担保するため、社長執行役員の直属組織として監査室を置き、監査室による内部監査と監査役監査の連携を図るなど、チェック体制の充実を図る。併せて社内外に窓口を置く内部通報制度を設け、通報者が不利益な扱いを受けないことを明確に示すことによって、不祥事の早期発見に努める。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る情報については、別に定める「取締役会規程」、「常務会規程」、「稟議規程」、「内部情報管理規程」及び「文書取扱規程」において、情報の性質に応じた保存年限や保存方法等を定め、適切に保存し管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

松風グループのコンプライアンス、品質、環境、災害、情報セキュリティ、与信等に係るリスクについては、それぞれの担当部門で規程、ガイドラインを制定、教育研修を実施するほか、マニュアルの作成・配布等を行うことを通じて、担当する業務に関するリスクの早期把握に努め、リスク回避及びリスクの最小化のために必要な措置を講じ、関係部門と連携を図り対応を行う。

また、新たに生じたリスクへの対応のために必要な場合は、速やかに対応責任者を定め、必要な対応をとる。

さらに、内部監査を通じて、リスクの発見やリスク対応措置の見直しを行い、継続的な体制改善を図る。

④取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。

取締役は、法令、定款に基づくほか、重要事項については、「取締役会規程」、「常務会規程」、「職務権限規程」によって定められた決裁権限に基づいて、適正に職務を執行する。

また、迅速な意思決定を行うことにより、効率的な職務執行を図るため、担当執行役員制度及び執行役員制度を導入しており、執行役員は、取締役会及び担当執行役員の指導及び監視のもと、委譲された権限を行使して職務を執行する。

さらに、常務執行役員以上の執行役員及び役付取締役で構成する常務会を設置し、取締役会への付議事項の審査、取締役会から委嘱を受けた事項、その他経営に関する戦略的事項等重要事項の決定を行うとともに、中長期経営計画、年度経営計画等重要経営課題の検討、立案及び実行管理を行い、事業活動の円滑化、経営効率の向上を図る。

上記の職務執行にかかる意思決定については、「稟議規程」に基づき稟議により決定する。

⑤当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ全体の企業価値及び経営効率の向上を図り、社会的責任を全うするために「関係会社管理規程」を制定し、親会社・子会社間の指揮・命令、連携を密にし、管理・指導等を行いながら企業集団としての業務の適正を図る。これらを総合企画部が主管する。

また、「松風グループ行動規範」を当社及び国内外の子会社すべてに適用し、グループ全体のコンプライアンス体制強化を図る。

当社及び子会社各社は、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」システムの構築、評価及び報告に関し、適切な運営を図る。

また、子会社各社についても当社監査室による内部監査及び当社監査役による監査役監査を実施する。子会社各社は自社の業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するものとする。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合は、監査役の指名する社員に委嘱することとする。当該社員の人事考課については監査役会の同意を得て実施するものとする。当該社員を対象とする人事異動を行うにあたっては、監査役会の同意を得て行うものとする。

⑦取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役会に職務の執行状況を報告する。また、監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役、執行役員又は社員に報告を求めることができる。監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いは受けないものとする。さらに、関係部門及びグループ会社の調査、重要案件の決裁書の確認などにより監査を行うほか、必要に応じ子会社の取締役、社員等から報告を受ける。また、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、会計監査人との情報の交換を行う。

監査役会は、子会社監査役を含めた相互の情報提供や意見交換を十分に行うほか、監査室や会計監査人との緊密な連携を図る。

監査役は、その職務の執行に必要な費用等を会社に請求できるほか、必要に応じ、会社の費用で、外部専門家を任用することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

①コンプライアンスに対する取組みの状況

当社は「松風グループ行動規範」を制定し、松風の役員及び社員として求められる規範を明示するとともに、当社及び国内外のすべてのグループ会社に周知徹底を図っております。また、階層別のコンプライアンス教育の実施やコンプライアンスに関する情報を定期的に発信し、コンプライアンス意識の向上に注力するとともに、反社会的勢力との関係を一切遮断しております。その他、不祥事の早期発見及び是正を図るために、社内外に窓口を置く内部通報制度を設け、その運用状況を取締役会に報告しております。

②情報の保存及び管理に対する取組みの状況

取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づき、情報の性質に応じた保存年限や保存方法等を定め、適切に保存・管理しております。

③損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社は、コンプライアンス、品質、環境、災害、情報セキュリティ、与信等に関する規程、ガイドラインを制定するほか、コンプライアンス及び情報セキュリティ等をテーマにした教育研修を実施し、リスク回避やリスクの最小化に努めております。また、監査室による内部監査を行い、社長執行役員に結果を報告するとともに、リスクの発見やリスク対抗措置の見直しを行い、継続的な体制改善を図っております。

④職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役8名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。当期における取締役会は16回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行い、活発な意見交換がなされております。当社は、効率的な職務執行を図るため、担当執行役員制度及び執行役員制度を導入し、執行役員は、取締役会及び担当執行役員の指導及び監視のもと、委譲された権限を行使して職務を執行しております。また、常務執行役員以上の執行役員及び役付取締役で構成する常務会では、取締役会への付議事項の審査、並びに取締役会から委嘱を受けた事項その他経営に関する戦略的事項等、特に重要な事項を審査・決定しております。

⑤当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

当社は、関係会社管理規程に基づき、親会社・子会社間の指揮・命令、連携を密にし、管理等を行いながら企業集団としての業務の適正を図っております。また、国内外の子会社の役職員に対しても「松風グループ行動規範」の周知徹底を図り、グループ全体のコンプライアンス体制を強化しております。その他、子会社に対して、当社監査室による内部監査及び当社監査役による監査役監査を実施しております。

⑥監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会及びその他の重要会議への出席、関係部門及びグループ会社の調査、重要案件の決裁書の確認等を通じて、取締役の職務執行の監査等を行っております。また、監査室や会計監査人と緊密な連携を図るとともに、子会社監査役を含めた相互の情報提供や意見交換を行っております。

Ⅶ. 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、歯科器材の国際的メーカーである当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、そして世界の歯科医療に貢献し、このことを通じて人々の「健康」と「美」に貢献するという当社に与えられた社会的使命、それら当社グループの企業価値を構成する要素等への理解が不可欠であり、これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉等を機軸とした中長期的な視野を持った取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切にご判断いただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」という経営理念とともに、「質の重視と量の拡大」「変化への挑戦」を行動指針として企業価値の向上に努めております。また、当社グループでは、連結売上高500億円、連結営業利益75億円の実現に向けて、欧米を中心とした先進国市場や、経済成長に伴う生活水準の向上が期待される新興国市場の需要を取り込むべく、経営資源を海外へシフトし、海外事業の拡大を軸に取り組んでまいります。具体的な取組みとしては、「中期経営計画」を策定し、①地域の需要・ニーズに適合した新製品の開発、②生産拠点の再配置、海外生産の拡大、③販売網・販売拠点の整備及び国内外学術ネットワークの構築、④海外展開を積極的に進めるための人材育成・確保といった重点施策を通じて、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めてまいります。

また、激しい企業環境の変化に迅速に対応し、責任の明確化を図り、機動性を確保することを

目的として、2011年6月の株主総会において取締役の員数を大幅に削減するとともに、業務執行に関する意思決定のスピードを速めるため、執行役員制度を導入しております。取締役8名のうち2名は独立社外取締役であります。当社は、独立社外取締役がその知見に基づき助言を行うこと、経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じて経営の監督を行うこと、利益相反に関する監督を行うこと、ステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させることが、独立社外取締役の主たる役割の一つと考えております。さらに、当社は、社外役員の独立性を確保するために、当社独自の社外役員の独立性基準を定めております。加えて、代表取締役2名及び独立社外取締役2名で構成する「指名・報酬協議会」を設置し、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性の強化を図るとともに、すべての取締役及び監査役で構成する「コーポレートガバナンス会議」を設置し、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行い、取締役会に対して答申しております。

なお、当社は、取締役及び監査役の、就任時及び就任後に必要とされる知識、情報を提供するため、外部研修等の活用を含め、適宜役員研修を実施しております。

このような体制整備のほか、当社では情報開示の充実がコーポレート・ガバナンスにとって有効な機能を果たすと考えており、各種の会社情報を適時、適切にかつ積極的に開示することによって、株主の皆様やその他外部からのチェック機能を高め、経営の透明度を高めることを今後とも充実させていきたいと考えております。

(3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年5月9日開催の取締役会において、(1)で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を継続することを決議いたしました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルール遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。但し、大規模買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求める等の恣意的な運用を避ける観点から、情報提供期間を、必要情報リストを大規模買付者に交付した日の翌日から起算して60日間に限定し、仮に必要情報が十分に提出されない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で情報提供にかかる大規模買付者とのやり取りを打ち切ります。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の提供を完了した後又は情報提供期間が満了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（最大30日間の延長がありえます。）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる企業価値検討委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置を発動すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置を発動すべきか否か、対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に際しては、企業価値検討委員会に諮問することとします。企業価値検討委員会は、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置発動を勧告した場合、②大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置発動を勧告した場合、及び③大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものとします。

当社取締役会は、株主総会決議に従って、又は取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り企業価値検討委員会の上記勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等の対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行うものとします。対抗措置として新株予約権の発行を実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるも

のとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が対抗措置の発動を決定した後も、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の変更又は停止を行うことがあります。当社取締役会は、上記決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、2019年6月26日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後も同様とします。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.shofu.co.jp/ir/>）に掲載する2019年5月9日付プレスリリースをご覧ください。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記(2)の当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、そこに記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、(3)会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みに記載した本対応方針も、そこに記載したとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として企業価値検討委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、企業価値検討委員会が株主総会に諮る必要がないと判断する限定的な場合を除き、原則として株主総会決議によって対抗措置の発動の可否が決められること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

Ⅷ. 株式会社の剰余金の配当等の決定権限に関する方針

当社は、長期的な企業価値（株主価値）の増大と、株主のみなさまへの利益還元を目指しつつ安定した配当の維持・継続を基本方針としておりますが、一方で、経営基盤の強化・財務体質の改善を図りながら、海外事業の拡大、新製品開発のための研究開発投資等、将来における積極的な事業展開に備えるため内部留保の充実にも配慮していく考えであります。

連結業績に応じた利益配分の指標としましては、連結配当性向を30%以上とすることを目標として、中間配当及び期末配当の年2回配当を通じて、安定した配分を続けてまいります。

当社は、会社法第459条第1項に掲げる剰余金の配当等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって行う旨を定款に定めております。

今期の配当金につきましては、2020年5月26日開催の取締役会決議により、当年度末日（2020年3月31日）を基準日とする配当金を1株当たり16円とさせていただきました。なお、2019年11月に実施済の配当金とあわせ、年間の配当金は1株当たり26円となっております。

今後も、これまでの配当政策を継続しつつ、将来の投資計画並びに事業環境等を勘案しながら、資本効率の向上を通じた株主のみなさまへの利益還元や資本政策を機動的に実施してまいります。

Ⅸ. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、三井化学株式会社及びその子会社であるサンメディカル株式会社との間で、2009年5月20日に業務提携及び資本提携に関する基本合意書を締結し、3社が展開している歯科材料事業に関して業務・資本提携を行い、事業力強化に向けた連携を図ってまいりましたが、3社の更なる業務・資本提携の強化を図るため、2020年5月14日開催の取締役会において、三井化学株式会社と資本業務提携契約を締結することを決議し、同日付で資本業務提携契約を締結しました。

これに併せて、当社は、同日開催の取締役会において、三井化学株式会社に対して第三者割当により新株式の発行を行うこと及び三井化学株式会社よりサンメディカル株式会社の株式20,000株（発行済株式総数の20%）を相対取引により取得し、サンメディカル株式会社を持分法適用関連会社化することを決議いたしました。なお、第三者割当増資後は、三井化学株式会社が当社の発行済株式数の20.01%（取得時における持株比率）を保有することになり、当社は三井化学株式会社の持分法適用会社となります。

なお、本業務資本提携等に関する詳細につきましては、当社ホームページ（<https://www.shofu.co.jp/ir/contents/hp1330/index.php?No=913&CNo=1330>）に掲載しております連結計算書類の連結注記表「重要な後発事象」に記載のとおりであります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 及 び 預 金	4,862	買 掛 金	831
受取手形及び売掛金	3,187	短 期 借 入 金	433
有 価 証 券	5	1年内返済予定の長期借入金	125
商 品 及 び 製 品	4,713	未 払 法 人 税 等	202
仕 掛 品	1,045	役 員 賞 与 引 当 金	50
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	972	そ の 他	2,037
そ の 他	646	流 動 負 債 合 計	3,680
貸 倒 引 当 金	△16		
流 動 資 産 合 計	15,416	固 定 負 債	
固 定 資 産		長 期 借 入 金	678
有 形 固 定 資 産		繰 延 税 金 負 債	674
建 物 及 び 構 築 物	3,116	退職給付に係る負債	236
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	753	そ の 他	628
土 地	2,325	固 定 負 債 合 計	2,216
建 設 仮 勘 定	800	負 債 合 計	5,897
そ の 他	691	(純 資 産 の 部)	
有 形 固 定 資 産 合 計	7,689	株 主 資 本	
無 形 固 定 資 産	310	資 本 金	4,474
投資その他の資産		資 本 剰 余 金	4,586
投 資 有 価 証 券	5,648	利 益 剰 余 金	12,840
繰 延 税 金 資 産	96	自 己 株 式	△185
退職給付に係る資産	361	株 主 資 本 合 計	21,715
そ の 他	321	その他の包括利益累計額	
貸 倒 引 当 金	△10	その他有価証券評価差額金	2,465
投資その他の資産合計	6,417	為 替 換 算 調 整 勘 定	△495
固 定 資 産 合 計	14,417	退職給付に係る調整累計額	100
		その他の包括利益累計額合計	2,071
資 産 合 計	29,834	新 株 予 約 権	116
		非支配株主持分	33
		純 資 産 合 計	23,936
		負 債 純 資 産 合 計	29,834

連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		26,108
売上原価		11,423
売上総利益		14,685
販売費及び一般管理費		12,474
営業利益		2,210
営業外収益		
受取利息	16	
受取配当	107	
受取費用	107	
その他	87	320
営業外費用		
支払利息	11	
売上引当	174	
当社主催	157	
為替差	135	
その他	64	542
特別利益		1,988
投資有価証券売却益	42	42
特別損失		
減損損失	846	846
税金等調整前当期純利益		1,184
法人税、住民税及び事業税	584	
法人税等調整額	△123	460
当期純利益		723
非支配株主に帰属する当期純利益		18
親会社株主に帰属する当期純利益		704

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	1,248	買掛金	872
受取手形	193	短期借入金	433
売掛金	3,045	1年内返済予定の長期借入金	125
商品及び製品	2,131	リース負債	0
仕掛品	562	未払金	308
材料及び貯蔵品	618	未払費用	668
前払費用	120	未払法人税等	63
その他の流動資産	319	預り金	28
貸倒引当金	△2	役員賞与引当金	50
流 動 資 産 合 計	8,236	その他の流動負債	101
		流 動 負 債 合 計	2,651
固 定 資 産		固 定 負 債	
有形固定資産		長期借入金	678
建物	1,386	長期預り保証金	322
構築物	59	長期未払金	174
機械・装置	412	繰延税金負債	655
車両運搬具	0	固 定 負 債 合 計	1,830
工具・器具備品	294	負 債 合 計	4,482
土地	1,614	(純 資 産 の 部)	
リース資産	0	株 主 資 本	
建設仮勘定	105	資本剰余金	4,474
有 形 固 定 資 産 合 計	3,874	資本準備金	4,576
		その他の資本剰余金	9
無 形 固 定 資 産		資 本 剰 余 金 合 計	4,586
ソフトウェア	41	利 益 剰 余 金	
ソフトウェア仮勘定	38	利益準備金	1,118
その他の無形固定資産	6	その他の利益剰余金	
無 形 固 定 資 産 合 計	86	配当準備金	260
		固定資産圧縮積立金	8
投資その他の資産		別途積立金	740
投資有価証券	5,429	繰越利益剰余金	8,206
関係会社株	7,428	利 益 剰 余 金 合 計	10,334
関係会社長期貸付金	816	自 己 株 式	△185
従業員長期貸付金	17	株 主 資 本 合 計	19,210
差入保証金	47	評価・換算差額等	
役員退職積立金	59	その他有価証券評価差額金	2,465
前払年金費用	244	評価・換算差額等合計	2,465
その他の金投資	44	新 株 予 約 権	116
貸倒引当金	△11	純 資 産 合 計	21,792
投資その他の資産計	14,076	負 債 純 資 産 合 計	26,274
固 定 資 産 合 計	18,038		
資 産 合 計	26,274		

損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		17,373
売上原価		9,956
売上総利益		7,417
販売費及び一般管理費		6,947
営業利益		469
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	1,219	
受取費用	100	
受取技術料	103	
その他	114	1,544
営業外費用		
支払利息	9	
売上引当	174	
当社主催	149	
為替差	114	
その他	48	496
経常利益		1,518
特別利益		
投資有価証券売却益	42	42
特別損失		
減損損失	46	
関係会社株式評価損	215	261
税引前当期純利益		1,299
法人税、住民税及び事業税	121	
法人税等調整額	△5	115
当期純利益		1,183

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社松風

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅原 隆 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 芳宏 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社松風の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社松風及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社松風

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅原 隆 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 芳宏 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社松風の2019年4月1日から2020年3月31日までの第148期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第148期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画、各監査役の職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要領に準拠し、当期の監査計画に従い、取締役、執行役員、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視、及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

株式会社 松 風 監査役会

常勤監査役	長 畑 喜 代 志	㊞
常勤監査役	青 柳 隆 雄	㊞
社外監査役	酒 見 康 史	㊞
社外監査役	神 本 満 男	㊞

以 上

[illegible]

[illegible]

[illegible]

This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 20 evenly spaced horizontal grey lines across its entire width, providing a template for writing or drawing. The margins are consistent on all sides.

[illegible]

[illegible]

株主総会 会場ご案内図



会場

京都市東山区福稲上高松町11番地
本社 厚生館

交通機関

▶京阪電車をご利用の場合

鳥羽街道駅下車 疏水沿いを北へ
徒歩約7分

▶ JR奈良線をご利用の場合

東福寺駅下車 疏水沿いを南へ
徒歩約10分

▶京都駅より

タクシーで約10分
京都市バス 南5系統 月輪下車

▶竹田駅(近鉄・地下鉄)より

京都市バス 南5系統 月輪下車

感染リスクの低減を図るため、
本年はご来場の株主様への手土産
のご用意はございません。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※駐車スペースに限りがございます。
※お車で南からお越しの方は、赤線（→）に沿ってお越してください。
※周辺の道路工事が予定されております。標識等の案内に従ってお越してください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。